

国史跡指定地内で現状変更等を実施する際は、文化庁長官又は本市教育委員会に「現状変更等許可申請書」（以下「申請書」）を提出し、許可を受ける必要があります。

現状変更とは、史跡指定範囲内で行う掘削工事や景観変更のことです。具体的には以下のような行為があたります。

- 建築物の新築、改築、増築、撤去
- 道路の新設、舗装及び維持改良等
- 住宅の外壁補修、塗り替え
- 工作物の設置及び撤去、仮設物の設置、テントの設置
- 道路の新設、維持改良等
- フェンス等の設置及び撤去、工事足場の設置、看板の設置
- 土地の形質の変更、土壌・岩石の採取
- 木竹の伐採・植栽など

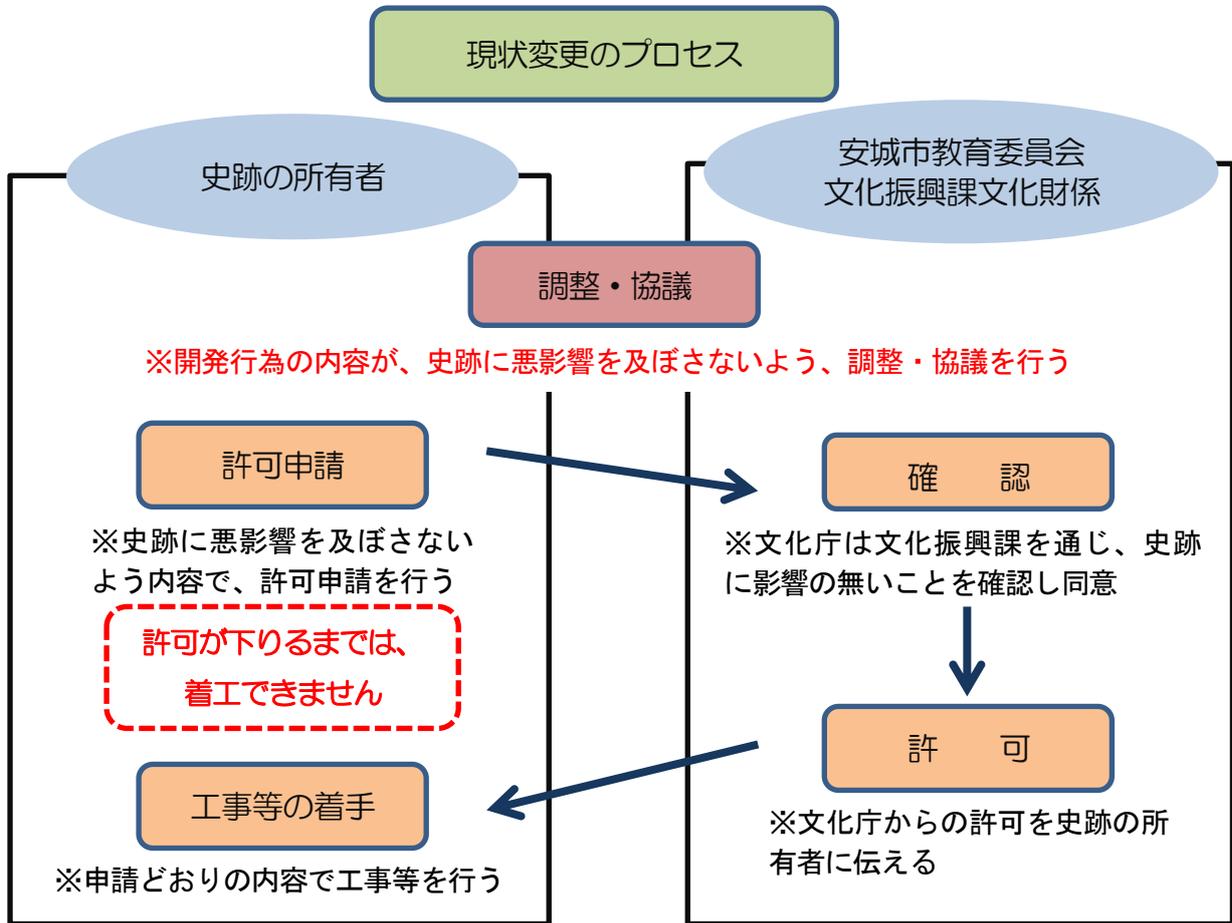
ただし、維持の措置、非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微な場合には許可は不要です。

申請書は、申請先に関わらず本市教育委員会文化振興課文化財係が提出窓口となりますので、事前に文化振興課文化財係までご相談いただいたうえで申請書を提出してください。

通常、申請書の提出から許可がおおりるまで、文化庁長官宛の申請の場合は約2か月を必要とし、変更内容によってはさらに期間が必要となる場合があります。あらかじめスケジュールを調整のうえ申請を行ってください。

史跡本證寺境内における現状変更等の手続きについて

史跡の現状変更については、原則、文化庁長官が許可します（文化財保護法第125条第1項）。しかし、文化財保護法施行令第5条第4項の規定により、一部を「軽微な現状変更」として市が許可することができます。



※許可を得るまでに、申請書提出後、2か月以上を要します。現状変更の着手は許可が出てからとなります。早めのご協議をお願いいたします。

市が許可できること（＝軽微な現状変更）

- ・小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積が120㎡以下のもの）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- ・工作物（建築物を除く）の設置若しくは改修又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ・史跡の管理に必要な施設の設置又は改修
- ・電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ・建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ・木竹の伐採
- ・その他、地下に影響を及ぼさない行為

→軽微な現状変更に該当するかどうかも含め、文化振興課まで事前にご相談ください。